

令和 7 年 8 月  
厚生労働省

オンライン資格確認が未導入の訪問看護ステーションへの  
対応について（2回目）

本封書は、令和7年7月27日時点で、オンライン資格確認の導入が完了していない訪問看護ステーションに送付しております。既に導入が完了している場合や、やむを得ない事情に該当し、経過措置の適用を受けている場合（別添チラシ参照）には、ご容赦ください。

訪問看護ステーションについては、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第8条第2項及び第3項の規定に基づき、令和6年12月から、オンライン資格確認を導入することが原則義務化となっているところです。

今般お示しするオンライン資格確認が未導入の訪問看護ステーションへの対応について、十分ご了知のうえ、オンライン資格確認の速やかな導入を行うようお願いいたします。

なお、指定訪問看護の事業の廃止・休止等の状態である場合は、地方厚生（支）局長あてその旨届出していただくようあわせてお願いいたします。

記

- 令和6年12月2日より、健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。また、令和7年12月2日以降は原則として、利用者が保有するマイナ保険証（健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカードをいう。以下同じ。）又は資格確認書のいずれかにより資格確認を行うこととなります。
- こうした中、訪問看護ステーションにおいてオンライン資格確認を導入していない場合には、マイナ保険証のみを保有する利用者に対して、追加的に被保険者番号等を確認する必要が生じるなど、利用者側、訪問看護ステーション側双方に負担が生じることとなるため、まだ導入が完了していない場合には、やむを得ない事情に該当し、経過措置の適用を受けている場合を除き、速やかにオンライン資格確認の導入をお願いいたします。
- やむを得ない事情に該当し、経過措置の適用を受けている場合を除き、今後もオンライン資格確認が未導入の場合には、令和8年1月を目途に地方厚生（支）局長による集団指導に移行することとなり得ます。なお、オンライン資格確認を導入した場合や、やむを得ない事情に該当し、経過措置の適用を受けた場合は、集団指導の対象とはならない旨申し添えます。

【お問い合わせ先】

厚生労働省 保険局 医療介護連携政策課  
E-mail: suisin@mhlw.go.jp

# オンライン資格確認(居宅同意取得型)の導入を行ってください

## ✓ オンライン資格確認の導入について

- 令和6年12月2日より、従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。
- また、**令和7年12月2日以降**は原則として、**利用者が保有するマイナ保険証が資格確認書のいずれかにより資格確認を行うこととなります。**
- オンライン資格確認を導入していない場合、マイナ保険証のみをお持ちの利用者に対して追加で被保険者番号等を確認する必要があるなど、**利用者側、訪問看護ステーション側双方に負担が生じる**こととなるため、**まだ導入が完了していない場合はオンライン資格確認の導入を行ってください。**
- なお、指定訪問看護の事業の廃止・休止等の状態である場合は、地方厚生(支)局長あてその旨届出していただく必要があります。

具体的な導入方法は同封資料の  
「**オンライン資格確認の導入手順**」をご覧ください。

## ✓ 導入の経過措置対象となる「やむを得ない事情」について

- やむを得ない事情がある訪問看護ステーションについては、「医療機関等向け総合ポータルサイト」から経過措置の届出を行うことで、期限付きの経過措置の適用を受けることができます。

具体的な届出方法は同封資料の  
「**経過措置の申請方法**」をご覧ください。

## ✓ 導入していない場合の今後の対応について

- 訪問看護ステーションにおいて、**令和6年12月2日よりオンライン資格確認(居宅同意取得型)の導入が原則義務化となっております。**
- 今後も未導入かつ経過措置の適用を受けていない場合には、**令和8年1月を目途に**地方厚生(支)局長による**集団指導に移行**します。
- ※ **オンライン資格確認を導入した場合や、やむを得ない事情に該当し、経過措置の適用を受けた場合は、集団指導の対象とはなりません。**

